

## 令和4年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和4年2月10日（木） 開会 午後2時  
閉会 午後2時46分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、  
宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、山本正乃委員、  
木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 梅澤佳一議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和4年2月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和4年2月10日(木))

**委員長**

- 1 2月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、2月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和4年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

2月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算24件、条例21件、工事契約の締結1件、事件議決6件、基本的な計画の策定等11件の計63件である。また、議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分報告が1件あり、合わせて64件となる。

これらの詳細については、このあと企画財政部長から資料に基づいて御説明するが、私から概要について御説明する。

まず、令和4年度当初予算案である。歳入のうち、県税収入については、法人2税の増収などが見込まれることから、県税全体でも増収を見込んでいる。また、地方財政対策に基づき、地方交付税については増額しているが、臨時財政対策債については大幅な減額を計上しており、実質的な地方交付税としては大幅な減額となっている。歳出については、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費負担や医療提供体制の強化に加え、後期高齢者医療対策費や市町村介護保険財政支援事業費などが引き続き増加することなどに伴い、扶助費や補助費の増加などを見込んでいる。その結果、財源不足が生じることとなり、財源調整のための基金を730億円取り崩して調整するなど、厳しい財政状況となっている。令和4年度当初予算案の規模は、一般会計では、2兆2,284億5,900万円、当初予算案としては過去最大となり、対前年度伸び率では5.1%の増となったところである。また、特別会計と企業会計を加えた全会計の合計では、3兆6,455億5,320万1千円、対前年度伸び率では4.1%の増となっている。

次に、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に対応した補正予算案についてである。補正予算案の内容は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る公共事業の追加や、県立学校及び社会福祉施設等の老朽化対策、防災・減災対策のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する経費などである。この補正予算案だが、公共事業等については、早期に着手し、令和4年度当初予算と一体的に事業執行することで、県内経済の活性化につなげるものである。また、その他の事業についても、国の経済対策に迅速に対応するとともに、事業の性質上、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の配慮をお願いするものである。

条例については、一部改正条例が20件、廃止条例が1件ある。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症への対応や児童虐待防止対策の強化を図るため、知事部局の定数を84人増加させる「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」、シラコバト住宅の建替えを踏まえ、家賃の額を改定等する「埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例」などがある。

このほか、彩の国さいたま芸術劇場の舞台機構設備に係る改修工事の請負契約の締結や、基本的な計画の策定等として「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について」などがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和4年2月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から4ページの21番までは「予算」である。後ほど、資料3により御説明させていただきます。22番から7ページの42番までは「条例」である。後ほど、資料2により御説明させていただきます。8ページの43番は「工事請負契約の締結」である。これは、彩の国さいたま芸術劇場の舞台機構設備の改修工事を行うもので、工期は令和5年11月30日までとなっている。別にお配りしている「令和4年2月定例会工事請負契約一覧表」にあるように、請負金額は19億8,000万円、契約の相手方は森平舞台機構株式会社である。44番から48番までは「事件議決」である。44番の「包括外部監査契約の締結について」は、令和4年度の包括外部監査契約を公認会計士の福島清徳氏と締結することについて、議会の議決を求めるものである。45番と46番、一つ飛んで48番は、令和4年度に県が行う土地改良事業などに要する経費のうち、関係市町村の負担額について、議会の議決を求めるものである。47番の「埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について」は、公社から三郷流山橋有料道路事業への出資による基本財産の額の増加に係る定款の変更について同意を求められたので、議会の議決を求めるものである。9ページの49番から10ページの59番は「基本的な計画の策定等」で、「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、11の計画の策定又は変更について、議会の議決を求めるものである。60番から11ページの62番は令和3年度2月補正予算である。後ほど、資料4により御説明させていただきます。63番は、先ほどの60番の「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）」に伴う事件議決であり、令和3年度に県が行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費のうち、関係市町の負担額について、議会の議決を求めるものである。

続いて、条例案を御説明させていただきます。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じます。1番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、行政書士試験手数料等の額を改定するとともに、規定の整備を行うものである。2番の「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症への対応や児童虐待防止対策を強化するため、知事部局職員の定数を改定するものである。2ページを御覧願う。3番の「埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」は、県民の利便性の向上等を図るため、個人番号を利用できる事務として特別県営住宅の管理に関する事務を追加等するものである。4番の「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、県人事委員会の報告を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和などするものである。3ページを御覧願う。5番の「知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の期末手当を支給しない期間を令和5年3月31日まで延長するものである。6番の「埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例」は、民法の一部改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、扶助料の受給権について、既得権を失わないように経過措置を規定等するものである。4ページを御覧願う。7番の「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」は、法人からの申出に基づき、指定及び取消をそれぞれ行うものである。8番の「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」は、民法の一部改正により婚姻適齢が引き上げられることに伴い、青少年の定義を改めるものである。5ページを御覧願う。9番の「埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例」は、国の基

金事業の活用期間満了に伴い、基金を廃止するものである。10番の「埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特定化学物質の取扱量等の報告についての特例措置を定めるものである。6ページを御覧願う。11番の「埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」は、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。12番の「埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村からの納付金の著しい上昇を抑制するために財政調整機能を追加等するものである。7ページを御覧願う。13番の「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省通知「旅館業における衛生等管理要領」の一部改正を踏まえ、旅館業に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するため、衛生措置及び構造設備の基準を改正等するものである。14番の「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」も、13番と同様に厚生労働省通知の一部改正を踏まえ、公衆浴場に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するとともに、混浴制限年齢を引き下げるため、衛生及び風紀に必要な措置の基準を改正等するものである。8ページを御覧願う。15番の「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例」は、国が「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針」等を策定したことに伴い、ふぐ調理師試験の受験資格を見直すとともに、ふぐ提供施設に係る届出制度を廃止等するものである。9ページを御覧願う。16番の「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、新たに同センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額の規定等を改正するものである。17番の「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例」は、感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、基金の設置期間を延長するための改正である。10ページを御覧願う。18番の「埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例」は、シラコバト住宅の建替えを踏まえ、家賃の額を改定等するものである。19番の「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」は、情報通信技術の活用を推進等するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するものである。11ページを御覧願う。20番の「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更により、学校職員の定数を改定するものである。21番の「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」は、久喜市における町の区域の新設に伴い、幸手警察署の管轄区域の規定を整備するものである。条例については、以上である。

続いて、当初予算関係を御説明させていただく。資料3「令和4年度埼玉県当初予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1ページを御覧願う。中ほどの「予算規模」にあるとおり、一般会計の総額は、2兆2,284億5,900万円、前年度比5.1%の増となっている。また、全会計の合計では、3兆6,455億5,320万1千円、前年度比4.1%の増となっている。

2ページを御覧願う。「I 令和4年度当初予算案のポイント」である。まず、「主要施策の構成」についてである。令和4年度当初予算は、一つ目のテーマ「直面する危機からの脱却」として「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」と「社会全体のDXの推進とウィズコロナ下の経済回復・成長」の二つの柱に最優先で取り組むとともに、二つ目のテーマ「日本一暮らしやすい埼玉に向けた将来像の実現」として新たな5か年計画に基づく各施策の推進に向けて取り組むこととし、この二つのテーマに関する施策に限られた財源を重点的に配分した。3ページを御覧願う。「県税収入」については、法人2税の増収などが見込まれることから、対前年度467億円、率にして6.2%の増となる8,018億円を計上している。次に、「公共事業費」については、近年激甚化・頻発化する自然災害から人命・財産を守るため、令和4年度当初予

算では1,011億円を計上し、2年ぶりに1,000億円を超える予算を確保している。令和3年度2月補正予算と合わせた13か月予算で「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など防災・減災対策を強力に推進していく。次に、「県債残高」については、対前年度519億円、率にして1.3%の減となる3兆7,982億円となっている。これは、国の地方財政対策により、臨時財政対策債の発行が対前年度1,350億円、率にして65.9%と大幅に減少したことが大きな要因となっている。4ページを御覧願う。4ページ及び5ページは、「歳入の状況」についてである。5ページを御覧願う。(2)地方交付税については、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税として、対前年度1,025億円、率にして24.3%の減となる3,192億円を計上している。(4)基金の活用については、財源調整のための基金を対前年度213億円の増となる730億円を取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところである。6ページを御覧願う。続いて、「歳出の状況」についてである。(4)補助費については、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の強化に加え、後期高齢者医療対策費及び市町村介護保険財政支援事業費等が引き続き増加することなどにより、対前年度694億円、率にして17.6%の増となっている。

7ページを御覧願う。「Ⅲ 主要施策の概要」である。「直面する危機からの脱却」に向けた施策として、一つ目の柱である「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」についてである。一番上の□、「検査・医療提供体制等の確保」については、陽性患者等を受け入れた医療機関に対する支援を拡充し、新たにECMO装着患者等の受入れ負担を踏まえた協力金の単価を設定するなど医療機関の負担軽減を図っていく。一番下の新、「救急・周産期医療への助成」については、コロナ患者の受入体制を継続し、救急や周産期の医療提供体制を確保するため、新たに医療従事者の処遇改善などの費用を支援していく。

9ページを御覧願う。二つ目の柱である、「社会全体のDXの推進とウィズコロナ下での経済回復・成長」についてである。一番上の□、「デジタル化によるビジネスモデルの転換支援」のうち、一つ目の事業「中小企業のデジタル化支援」については、DX推進支援ネットワークの運営、支援策等を集約したワンストップウェブサイトでの情報発信、さらには、ITソリューションを有するIT企業等と県内企業のマッチング支援などを実施する。10ページを御覧願う。一番上の新、「デジタル分野における人材の育成・確保支援」のうち、四つ目の事業「デジタル人材の確保支援」については、DX推進支援ネットワークと連携し、中小企業への人材紹介手数料の助成を通じ即戦力のデジタル人材の確保を支援する。13ページを御覧願う。一番下の新、「エッセンシャルワーカーの処遇改善」については、看護師、保育士、介護施設職員などを対象に収入を引き上げるための支援をしていく。

15ページを御覧願う。ここからは、「日本一暮らしやすい埼玉に向けた将来像の実現」として、5か年計画の推進について、三つの将来像、12の針路ごとに主要な事業を御説明させていただきます。

まず、一つ目の将来像「安心・安全の追求」のうち、「(1)災害・危機に強い埼玉の構築」についてである。一番上の□、「危機や災害に強い体制づくり」については、危機や災害ごとに対処すべき具体的なシナリオの拡充や図上訓練の実施のほか、防災ヘリコプター「あらかわ2」の更新に向けた準備等を進めていく。19ページを御覧願う。「(2)県民の暮らしの安心確保」についてである。20ページを御覧願う。三つ目の新、「子どもの命を守る通学路の緊急対策」については、通学路安全総点検に基づくガードレールの整備等による緊急対策を実施する。23ページを御覧願う。「(3)介護・医療体制の充実」についてである。24ページを御覧願う。三つ目の□、「地域の医療体制の充実」のうち、三つ目の事業、「救急医療体制の整備」については、大動脈解離の搬送困難事案を減らすため、新たに一斉の受入照会を可能にするよう救急医療情報システムの機能を強化する。さらに、その下の事業、「小児救急医療・周産期医療体制

の整備」については、県北や秩父地域の産科を対象に新たに分娩監視装置の遠隔モニタリング体制への助成を行う。

26ページを御覧願う。二つ目の将来像「誰もが輝く社会」のうち、「(4)子育てに希望が持てる社会の実現」についてである。一つ目の口、「結婚への機運醸成と結婚新生活に向けた支援」では、新たに、若者1,000人の出会い・婚活を集中的に支援するとともに、県民の結婚・子育て等への支援に係るニーズ調査を実施する。30ページを御覧願う。「(5)未来を創る子供たちの育成」についてである。一つ目の口、「児童生徒の確かな学力の育成」のうち、三つ目の事業、「学習環境のデジタル化」については、新たな指導用端末の整備や市町村と連携した「GIGAスクール運営支援センター」の開設などにより、学校でのICT活用を進めていく。33ページを御覧願う。「(6)人生100年を見据えたシニア活躍の推進」についてである。34ページを御覧願う。一番上にある事業、「シニアの就業支援」については、新たにセカンドキャリアセンターに専門チームを設置して、シニア求人の開拓を強化する。35ページを御覧願う。「(7)誰もが活躍し共に生きる社会の実現」についてである。37ページを御覧願う。一番下にある口、「LGBTQへの支援」のうち、38ページの一番上の事業、「相談窓口の設置」については、新たにSNS等によりLGBTQ当事者が安心して相談できる専門相談窓口や企業向けの相談窓口を設置する。39ページを御覧願う。「(8)支えあい魅力あふれる地域社会の構築」についてである。43ページを御覧願う。上から二つ目にある新、「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備に向けた調査・検討」については、水泳場整備に係るPFI事業の実施に向けた業務委託やスポーツ科学拠点施設の事業手法及び整備範囲の検討を進めていく。

46ページを御覧願う。三つ目の将来像「持続可能な成長」のうち、「(9)未来を見据えた社会基盤の創造」についてである。一つ目の口、「『埼玉版スーパーシティプロジェクト』の推進」については、プロジェクトに取り組む市町村に対して、新たに事業化の検討や事業推進に係る費用を助成する。48ページを御覧願う。「(10)豊かな自然と共生する社会の実現」についてである。49ページを御覧願う。一番目の口、「川の再生」のうち、中ほどにある事業、「Next川の再生の推進」については、新たに河川等を活用した小水力発電をモデル事業として実施していく。52ページを御覧願う。「(11)稼げる力の向上」についてである。上から二つ目の口、「農大跡地等の活用の推進」については、跡地南側産業用地への立地企業の選定及び売却を進めるとともに、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備に向けた用地の取得・基本設計の策定などを行っていく。55ページを御覧願う。「(12)儲かる農林業の推進」についてである。56ページを御覧願う。中ほどにある、新「産地形成に向けた体制整備の支援」については、新たに温暖化に適応した収益性の高い果樹産地を育成するため、シャインマスカット生産に必要な雨よけ施設の導入を支援する。57ページについては、「財政健全化に向けた取組」についてまとめたものである。58ページ以降は、一般会計と特別会計、企業会計の計数表である。後ほど、御覧いただきたいと存じる。資料3については、以上である。

続いて、令和3年度補正予算案を御説明させていただく。資料4「令和3年度2月補正予算案の概要」を御覧願う。補正予算案の内容は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく補正予算に迅速に対応し、防災・減災、国土強靱化の推進等に係る公共事業の追加等するものである。補正予算の規模は、一般会計で549億3,564万3千円、特別会計で96億6,717万4千円となっている。

それでは、「3 主な内容」について御説明する。まず、一つ目の○、「公共事業の追加」については、河川事業や道路・街路事業などの公共事業について、緊急性の高い箇所を中心に事業を実施する。二つ目の○、「県立学校及び社会福祉施設等の老朽化対策、防災・減災対策」に

については、県立学校の大規模改修や空調設備の更新、社会福祉施設等の非常用発電設備等への助成を行うものである。三つ目の〇、「災害時の情報伝達・収集体制の強化」については、震度情報ネットワークシステム等の機能強化を図るため、震度計の更新などシステムの改修を行うものである。四つ目の〇、「その他」のうち、一つ目と二つ目は、埼玉県社会福祉協議会に対して、生活福祉資金特例貸付の適正な債権管理のための経費や介護・保育の人材確保のため、修学や就職準備等に係る費用の貸付原資を助成するものである。その他、「公立幼稚園及び県立学校における感染防止対策」や「紹介予定派遣制度の活用等による正社員化への就労支援」、「通学路における道路標識の設置等の交通安全対策」に係る経費を計上するものである。次のページを御覧願う。一つ目の〇、「繰越明許費の設定」については、今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、「繰越明許費の設定」をお願いするものである。二つ目の〇、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る費用の追加」については、新型コロナウイルス感染症の影響により就学支度資金など各種資金の貸付が当初の見込みを上回ったことから資金貸付費を増額するものである。三つ目の〇、「国民健康保険事業に係る費用の追加」についても、新型コロナウイルス感染症の影響により市町村における保険給付に要する費用の増加が見込まれることから、市町村への保険給付費等交付金を増額するものである。

続いて、「4 主な財源」を御覧願う。今回の補正予算に要する財源については、主に国庫支出金や県債、諸収入といった特定財源を中心に対応している。

資料5は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも御説明したとおり、公共事業等に早期に着手し、令和4年度当初予算と一体的に事業執行することで、県内経済の活性化につなげるものである。また、その他の事業についても、国の経済対策に迅速に対応するとともに、事業の性質上、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の配慮をお願いする。

以上が、2月定例会に提案を予定している、議案等の概要である。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

## 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

## 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。

なお、2月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

## 委員長

3 2月定例会の会期予定等についての(1)代表質問のA 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、令和2年2月定例会の本委員会において、今任期中は、議案を提出できる会派、議員定数の12分の1、8名以上の会派の代表者が代表質問を行うことと決定されているので、自民、県民、民主フォーラム、公明の各1名とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質問日数についてだが、2日間とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質問順位についてだが、お手元の資料1を御覧願う。

< 確 認 >

**委員長**

代表質問初日に、自民、県民の順に、代表質問2日目に、民主フォーラム、公明の順に行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 質問時間についてだが、45分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1日3人で3日間、計9人ということによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、同じく資料1を御覧願う。  
委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民5名、県民2名、民主フォーラム1名、公明1名ということで、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名、2日目、自民2名、公明1名、3日目、自民2名、県民1名ということで、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 代表質問、一般質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月16日(水)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 予算説明会についてだが、お手元の資料2のとおり実施することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、今年度からオンラインによる配信を行う。オンラインでの視聴については、後ほど、各議員にお送りする通知により、御確認願う。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

また、この説明会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、代表質問を含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、代表質問初日の2月24日(木)に係るものについては2月21日(月)の正午まで、また、一般質問初日の2月28日(月)に係るものについては、一問一答式の場合は

2月22日（火）の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は2月24日（木）の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 議席の枠の変更及び決定についてだが、新議員の選出及び会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠の変更及び決定を行う必要が生じている。

については、お手元の資料3のとおり、自民の枠を変更することで、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、申し上げる。

自民の小川直志議員の議席は6番とのことであるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の決定を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 常任委員の選任についてだが、さきの補欠選挙において、西第10区から選出された小川直志議員を企画財政委員に、選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、小川直志議員を企画財政委員に選任することで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 特別委員の選任についてだが、小川直志議員を経済・雇用対策特別委員に選任すること  
でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、  
小川直志議員を経済・雇用対策特別委員に選任することで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、常任委員及び特別委員の選任については開会日・2月17日(木)の本会議において、  
この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

7 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、2月定例会会期中の対応を御協議い  
ただきたいと存じる。

**田村委員**

これまで新型コロナウイルス対策における議員の本会議出席への対応については、招集告示  
日の議運で申合せを決定してきた。しかしながら、議会議員の本会議出席の重要性、また新型  
コロナウイルス感染症のこれまでの知見から現在の第六波と言われる状況は、今週でピークア  
ウトするともいわれている。そこで、早急に対応を決めるのではなく、17日の開会日での状  
況を鑑みて、対応することをお願いしたいと思う。

< 賛成との声あり >

**委員長**

ただ今、発言のあったとおり、感染状況等を踏まえ、各会派の御意見を伺い、開会日の本委  
員会で対応を決定することで、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

8 令和4年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の  
名称、委員定数及び付託事件について記載した資料5をお手元に配布しておいた。

このことについて、各会派で御検討いただき、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じ  
るので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

## 委員長

9 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料6及び資料7に基づき、政策調査課長に説明させる。

## 政策調査課長

お手元の資料6「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、2月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修のもと、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日前日の委員長報告は生中継で、代表質問、一般質問については1日分を1時間、予算特別委員会の総括質疑については、1日分を2時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。なお、予算特別委員会については、会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を割り振らせていただきたいと存じる。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。代表質問及び一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね10日後の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。また、予算特別委員会の様子は総括質疑の6日後の23日の夜7時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料7「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、4月3日（日）と10日（日）に分けて放送したいと考えている。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

## 委員長

10「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく策定等予定計画一覧表についてだが、令和3年度分については、令和3年6月定例会閉会日の本委員会において変更されたが、改めて変更が生じたことから、資料8のとおり、知事から議長宛て提出された。

また、令和4年度分として、資料9のとおり知事から議長宛て提出されたので、併せて御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

11 休憩中の委員会室における取材についてだが、当県議会では、前12月定例会において、「本会議及び委員会における計画的な休憩に関する申合せ」を決定し、議員、職員、記者や傍聴者等、県議会で活動している全ての方々が個々の状況や特性に左右されることなく、安心して会議に参加できるよう、おおむね60分ごとに10分以上の計画的な休憩を取ることを申し合わせた。委員会において充実した審査を行うためにも、議員、執行部ともに、休憩時間を有効に活用し、またそれが妨げられないことがないよう配慮する必要がある。

これらの趣旨を踏まえ、休憩中の委員会室内における議員及び職員への取材については控えていただくよう、県政記者クラブへ依頼したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、この件について、議長から県政記者クラブに依頼していただきたいと存じるが、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

12 その他の次回議会運営委員会の確認の前に、先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）」ほか3件の議案の取扱い等については、今後の本委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月17日（木）の朝、午前9時30分とすることで、よいか。

< 了 承 >